

徳之島町ふるさと留学制度実施要綱

(目的)

第1条 徳之島町ふるさと留学制度（以下「ふるさと留学制度」という。）は、徳之島町内のふるさと留学制度実施校（手々小中学校、山中学校、山小学校）に転入学を希望する児童生徒を留学生として受け入れ、自然豊かな環境のもと地域住民との触れ合いを通して豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化及び教育の振興・充実を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 前条の目的を達成するために、各校区にふるさと留学制度実施委員会（以下「実施委員会」という。）を設置する。

(応募基準・決定)

第3条 ふるさと留学制度の応募基準は次のとおりとする。

- (1) 地域の自然や環境を理解し、転入学を希望する健康な児童生徒
- (2) 豊かな体験と思い出作り等により、第2の故郷を求める児童生徒
- (3) 小規模校（少人数学級）での学習を希望し向上心のある児童生徒
- (4) 小学1年生から中学3年生までの児童生徒（ただし、中学3年生の受け入れに関しては各実施委員会で協議し決定するものとする。）

2 留学を希望する児童生徒の保護者（留学生に対し親権を行う者。以下「実親等」という。）は、10月末日までに申請書を徳之島町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）へ提出するものとし、留学生の決定は、応募児童生徒の健康状態、受入れ学校の状況、里親の確保や留学センターの状況を総合的に勘案して各実施委員会で決定後、教育委員会が承認する。

(期間)

第4条 留学の期間は、原則として4月から1年間とする。ただし、継続を希望する場合は、実施委員会で協議し決定する。

(履行事項)

第5条 決定を受けた留学生、実親等及び里親、留学センター長は次の事項を履行しなければならない。

- (1) 転入学する校区内に住民登録すること。
- (2) 健康保険証を持参すること。
- (3) 留学に関する契約書の締結は各留学制度実施委員会の立ち合いの上で行うこと。
- (4) 寝具等、日常生活に必要なものは、里親及び留学センター長と相談し、必要に応じて持参すること。
- (5) 留学生は、携帯電話、スマートフォン等を里親宅及び留学センターへ持ち込まないこと。

(経費)

第6条 この制度における委託料及び留学生に係る経費は次のとおりとする。

- (1) 委託料は、月額65,000円とする。内訳は実親等が3万円、町補助金35,000円とする。また、それぞれ委託料は、実施委員会から毎月末日までに里親及び留学センター長の指定する口座に入金する。
- (2) 実親が負担する留学期間1月未満の委託料は、16日以上は1月とし、16日未満につい

ては、1,000円に日数を乗じた額とする。

- (3) 給食費、PTA会費、学校教材費、遠足・修学旅行・集団宿泊等の学校行事への参加費、部活・スポーツ少年団活動費、医療費、学用品費、小遣い、その他留学生に係る経費は、実親等が負担しなければならない。
- (4) 実親等は、4月分から2月分まで、毎月前月末までに実施委員会の指定口座へ委託料を入金する。長期休業中の委託料は、実施委員会からの請求により、実親等が実施委員会へ2月中に支払う。実施委員会は、支払い内容を確認の上、長期休業中の委託料を3月中に里親及び留学センター長の口座へ入金をする。
- (5) 一町は、留学生の長期休業に係る帰省旅費実費額（年2回分）について補助を行う。この補助を受ける場合、実親等は帰省旅費実費額を証明できる証拠書類（領収書等）を実施委員会に提出しなければならない。

（里親等の委嘱と義務）

第7条 里親等の委嘱及びその義務は次のとおりとする。

- (1) 里親は、ふるさと留学制度をよく理解し、受け入れ児童生徒を家庭的に健やかに養育できる環境を保持できる家庭の中から実施委員会の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。また、留学センター長は教育委員会が選定し委嘱する。
- (2) 里親及び留学センター長は、実親や学校・実施委員会と十分に連携を図り、受け入れ児童生徒を家庭的に養育し、健やかな成長に向かって努力するものとする。
- (3) 里親及び留学センター長は、児童生徒が在籍する学校のPTA会員としての務めを果たし、PTA活動に積極的に参加する。

（事故発生時の処置）

第8条 留学生に病気や事故または何らかの事項が発生した時の対応は、次のとおりとする。

- (1) その実情に応じて、里親及び留学センター長が適切な処置を行う。
- (2) 里親及び留学センター長は、速やかに実親等に連絡し、指示を受けるとともに、実施委員会に経過報告をする。
- (3) 必要に応じて、実施委員会及び教育委員会が協議し所要の対応を行う。

（解約）

第9条 次の事項に該当する場合は、実施委員会の立ち合いの上で協議し、契約を解約することができる。

- (1) 児童生徒の問題行動により、指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 第6条に規定する委託料及び負担金その他納付金の不納及び契約違反が生じたとき。
- (3) 家庭の事情により解約希望が生じたとき。
- (4) 児童生徒が病気や事故等により、長期間就学することが困難であると判断されたとき。
- (5) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき。
- (6) その他本制度の目的を達成することができないことが明確で、契約の不履行が認められたとき。

（その他）

第10条 里親及び留学センター長がやむを得ず、一家留守をせざるを得ない状況が発生した場合は、速やかに実施委員会に連絡するとともに、留学生のその期間の宿泊については、実施委員会と協議の上決定する。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実親、里親及び留学センター長、実施委員会が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

